

職業訓練認定申請書（事業主・団体）

職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けたいので申請します。

年 月 日

申請者 事業所・団体の名称
事業所・団体の所在地
代表者の職・氏名

愛知県知事 ○○ ○○ 殿

1. 事業の概要

(1) 事業主

事業の種類	事業の内容	常用労働者数

(2) 団体

団体の種類	団体設立年月日	団体構成員数
		()

2. 職業訓練の概要

職業訓練の種類	訓練課程名	訓練科名	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	訓練開始年月日	訓練生数
()	()				()
()	()				()
()	()				()

3. 訓練期間、教科及び訓練時間

(1) 普通職業訓練(普通課程)及び高度職業訓練(専門課程及び応用課程)

職業訓練の種類及び訓練課程名	訓練科名	訓練期間	教科の科目、科目の内容及び訓練時間											
			第1年度			第2年度			第3年度			第4年度		
			科目	科目の内容	訓練時間	科目	科目の内容	訓練時間	科目	科目の内容	訓練時間	科目	科目の内容	訓練時間
					()			()			()			()
					()			()			()			()
					()			()			()			()

(2) 普通職業訓練（短期課程）及び高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程）

職業訓練の種類 及び訓練課程名	訓練科名	訓練期間	教科の科目、科目の内容及び訓練時間		
			科目	科目の内容	訓練時間
					()
					()
					()
					()

4. 設備及び職業訓練指導員

職業訓練の種類・ 訓練課程名及び 訓練科名	設 備	職業訓練指導員					
		学科担当			実技担当		
		指導員免許		指導員 資格	指導員免許		指導員 資格
		職種名	人数		職種名	人数	
			()	()	()	()	
			()	()	()	()	
			()	()	()	()	
			()	()	()	()	

5. 訓練実施方法及び試験

職業訓練の種類・訓練 課程名及び訓練科名	訓練実施方法		試 験	
	学科	実技	学科	実技

6. 職業訓練の実施を他に委託する場合の訓練委託先

職業訓練の種類・訓練 課程名及び訓練科名	委託先の施設、事業所 又は団体の名称	認定年月日及び 認定番号	所在地

7. 職業訓練施設の概要

職業訓練施設 の名称	職業訓練施設 の所在地	自己所有、借用の別 及び借用の場合は、 借用施設の名称	職業訓練施設 の長 の氏名	構造設 備の 概要	職業訓練の種類、 訓練課程名、訓練 科目及び教科の科目	設置 年月日

8. 労働基準法第71条の規定による愛知労働局長の許可（要・不要）

注意

1 認定の申請について

- (1) 標題中(事業主・団体)については、認定職業訓練の実施主体に応じ、該当するものを○印で囲むこと。

2 「事業の概要」関係

事業主又は団体のいずれか該当する項目について、次により記入すること。

(1) 「事業主」関係

- ① 「事業の種類」欄には、日本標準産業分類中分類による産業名を記入すること。
- ② 「事業の内容」欄には、資本金の額、主たる製品名、年間生産高又は売上高等事業活動の概況を簡潔に記入すること。

(2) 「団体」関係

- ① 「団体の種類」欄には、法人でない団体、職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会、一般社団（財団）法人、労働組合又はその他の法人（設立根拠法名付記）の別を記入すること。
- ② 「団体設立年月日」欄には、法人でない団体にあつては設立年月日を、職業訓練法人、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会にあつては設立年月日及び認可番号を、一般社団（財団）法人、労働組合及びその他の法人にあつては登記年月日及び登記番号を記入すること。
- ③ 「団体構成員数」欄の（ ）内には、団体構成員のうち訓練生を置く予定のもの数を記入すること。

3 「職業訓練の概要」関係

- (1) 「職業訓練の種類」欄には、普通職業訓練及び高度職業訓練の区分を記入し、学科について通信制により実施する場合には（ ）内に「通信制」と記入すること。
- (2) 「訓練課程名」欄には、普通課程の普通職業訓練を実施する場合であつて中学校卒業者等を対象とするときには（ ）内に「中卒等」と記入し、管理監督者コース、一級技能士コース、二級技能士コース又は単一等級技能士コースの短期課程の普通職業訓練を実施する場合には（ ）内に当該コースの区分を記入すること。
- (3) 「訓練科名」欄には、短期課程の普通職業訓練並びに専門短期課程及び応用短期課程の高度職業訓練については、当該訓練の目的又は内容を示す名称を記入すること。
- (4) 「訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲」欄には、それぞれの訓練課程において標準として行われるもの並びに一級技能士コース、二級技能士コース及び単一等級技能士コースの短期課程にあつては標と記入し、これらの訓練課程以外のものにあつては訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲の概要を簡潔に記入すること。
- (5) 「訓練生数」欄には、訓練期間が1年を超えるものにあつては初年度において実施を予定している訓練生の数を、訓練期間が1年未満のもの

にあつては1年間において実施を予定している訓練生の総数を記入すること。

なお、職業訓練の実施を他に委託する場合にはその対象となる訓練生の数を()内に内数として記入すること。

4 「訓練期間、教科及び訓練時間」関係

- (1) 「訓練期間」欄には、訓練期間が1年未満のものについては日数又は月数で記入すること。
- (2) 「科目」欄には、学科について通信制により実施する場合には、その旨も記入すること。
- (3) 「科目の内容」欄には、「訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲」欄に標と記入した訓練科にあつては記入は要しないこと。
- (4) 「訓練時間」欄には、学科について通信制により実施する場合には、各科目の面接指導時間を記入すること。

なお、()内には、職業訓練の実施を他に委託する訓練時間数を内数として記入すること。

5 「設備及び職業訓練指導員」関係

- (1) 「設備」欄には、訓練生に使用させる施設、装置、機械器具等について記入すること。
- (2) 「職業訓練指導員」欄には、事業所(団体にあつては、団体又は構成員の事業所。)に所属しないで訓練を担当する者がある場合には、()内にその数を外数として記入すること。

6 「訓練実施方法及び試験」関係

- (1) 「訓練実施方法」欄には、学科及び実技の別に訓練を行う期間及び時間について、1日何時間、週又は月何日、1年何月間のように記入するとともに、学科の欄には、1教室において同時に訓練を受ける訓練生の数を記入すること。

また、学科について通信制により訓練を実施する場合には、面接指導を行う時期、添削指導を行う回数をそれぞれ教科の科目ごとに記入すること。

- (2) 「試験」欄には、学科及び実技の別に、訓練期間中における実施予定回数及び実施予定時期等を具体的に記入すること。

7 「職業訓練の概要」関係

「構造、設備の概要」欄には、建物の構造、教室、実習場別の面積等の概要を記入すること。

職業訓練の認定手続き

(1) 提出書類

ア 職業訓練認定申請書（法施行規則様式第4号）

イ 添付書類

{事業主・団体共通}

- ① 職業訓練指導員・講師名簿〔101ページ参照〕
- ② 職業訓練に要する年間経費の収支概要〔48ページ参照〕
(認定職業訓練開始初年度の収支予算書。申請前に職業訓練を実施していれば、最新の収支予算書又は決算書も併せて提出のこと。)
- ③ 年間訓練計画表・訓練日程表〔90～93ページ参照〕
- ④ 訓練施設の平面図、概略図
(机、機械器具等の配置状況及び寸法等を表示したもの)
- ⑤ 訓練設備一覧表
(設備が多数あり、申請書に記載できない場合)
- ⑥ 使用教科書及び教材一覧表
- ⑦ 訓練校規定
(修了証書等関係様式を添付したもの)
- ⑧ 事業主・団体の事業概要（企業案内パンフレット、団体の総会議案書等）
- ⑨ 職業訓練に関する事務の組織を記載した書類
(認定職業訓練を運営するための組織及び事務職員の配置を確認できる書類。また、大規模事業主の場合にあっては、企業全体の中で当該認定職業訓練運営組織の配置を確認できる組織図を併せて添付すること。)
- ⑩ 申請前に既に訓練を実施している場合は、その訓練内容の概要
- ⑪ その他認定職業訓練を的確に実施できることを証明する書類

{団体}

- ⑫ 構成員名簿（＝法施行規則様式第6号）（構成員を有する団体の場合）
- ⑬ 定款、寄付行為、規約等の組織運営を明らかにする書類

{中小企業事業主・中小企業の団体の場合}

- ⑭ 企業規模を証明する書類（登記簿謄本等）又は構成事業所における大企業と中小企業の区分け表

(2) 提出時期

職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けようとする職業訓練の開始日から原則として1ヶ月以上前とする。

ただし、認定職業訓練の実施の相談は、長期間の訓練課程については6ヵ月以上前までに、短期間の訓練課程については3ヵ月以上前までに県に対して行うこと。

(3) 提出部数

3部（1部は県の受付印を押印し、申請者に返却する。）

(4) 提出先

名古屋高等技術専門校開発援助課

- (5) 労働基準法第70条の特例許可の適用を受ける場合は、知事あての「職業訓練認定申請書」3部とともに労働局長あての「職業訓練に関する特例許可申請書」3部を労働局長に提出しなければならない。

- (6) 既に職業訓練の認定を受けた事業主・団体が、新たな訓練科に係る認定職業訓練を行おうとする場合は、変更届ではなく、新たに認定申請をしなければならない。

(7) 知事は認定の要件をすべて充足し、職業訓練を的確に実施する能力を有すると認める場合は、申請事業主・団体に対し事業内職業訓練の認定通知書を交付する。

事業内職業訓練の認定通知書の様式

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

様

愛知県知事 ○ ○ ○ ○ 印

事業内職業訓練について（認定）

令和 年 月 日付けの申請については、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の規定によって、下記のとおり認定します。

記

1 認定に関する職業訓練の種類等

職業訓練の種類	訓練課程名	訓練科名

2 認定年月日

令和 年 月 日

3 認定番号

第 号

担 当 ○○○○○○○○

○○○○○

電 話 ○○○-○○○-○○○○

F A X ○○○-○○○-○○○○